

(証券コード7308)
平成27年9月7日

株 主 各 位

愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州1604番地1

株式会社 ヴィタ
代表取締役社長 角 田 重 夫

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月25日(金曜日)午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市新小木二丁目33番地
ルートイングランティア小牧 3階 ロイヤルホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第79期(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

＜株主提案（第3号議案から第11号議案まで）＞

第3号議案	定款一部変更の件
第4号議案	剰余金の処分の件
第5号議案	監査役1名選任の件
第6号議案	取締役1名解任の件
第7号議案	取締役1名解任の件
第8号議案	取締役1名解任の件
第9号議案	監査役1名解任の件
第10号議案	監査役1名解任の件
第11号議案	監査役1名解任の件

株主提案（第3号議案から第11号議案まで）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（34頁から40頁まで）に記載のとおりであります。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tu-bicycle.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、全体的回復に力強さを欠く中、再び欧州経済金融リスクと中国経済下振れリスクが顕在化してしまいました。中国に依存していたアジア諸国も大きな影響を受けています。比較的好調なアメリカ経済も景況感は低下しており、早期に金融引き締めの実施を行えるか不確実な状況です。日本経済は政府による金融財政面での支援によって一時は改善の兆しが見えたものの、世界経済が不安定化したために、先行きは再び不透明になってしまいました。このままでは財政再建の道筋が見えず、異次元金融財政支援の負の部分が顕在化する恐れも出てきました。

このような状況下においても、当社はマクロ経済の動きに一喜一憂することなく、全社的構造改革の推進と、環境変化への対応に努めております。

なお、当期から当社は単一の報告セグメントに変更しております。そのため、下記では報告セグメントの記載をせず、事業部門別に区分した記載としております。

賃貸不動産部門は、当社の商業用地再開発事業（小牧市堀の内、名古屋市中区丸の内、大垣市寺内町）においては、賃料収入が引き続き安定的に推移しております。賃貸マンション部門においては、消費税増税により持ち家購入を急ぐ入居者が増加したため、若干退去者が増加しましたが、自社集客力をさらに強化したことにより、期末には高い入居率を回復することができました（94.7%）。また高い競争力を維持するための大規模修繕投資（みそのマンション天塚）を行いました。

この結果、売上高450百万円（前期比4.3%増）、売上総利益327百万円（同6.1%増）となりました。

自転車部門は、業態変更による経費の大幅な削減は成功し、利益の確保のために高付加価値商品（電動アシスト自転車）の販売に注力しましたが、仕入れルートの確保が未整備であったため、売り損じと利益率の悪化を発生させてしまいました。

この結果、売上高は16百万円（前期比54.5%増）、売上総利益は1百万円（同20.2%減）となりました。

以上の結果、全体では、売上高467百万円（前期比5.5%増）、営業利益155百万円（同32.7%増）、経常利益173百万円（同31.0%増）、当期純利益114百万円（同18.7%増）となりました。

部門別売上高

(単位:千円)

| 区 分           | 第 78 期<br>(25. 7. 1～26. 6. 30) |       | 第 79 期<br>(26. 7. 1～27. 6. 30) |       | 対 前 期 比 |
|---------------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------|---------|
|               | 金 額                            | 構 成 比 | 金 額                            | 構 成 比 |         |
| 賃 貸 不 動 産 部 門 | 432,293                        | 97.6% | 450,861                        | 96.5% | 4.3%    |
| 自 転 車 部 門     | 10,697                         | 2.4   | 16,526                         | 3.5   | 54.5    |
| 合 計           | 442,990                        | 100.0 | 467,388                        | 100.0 | 5.5     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は42,629千円（建設仮勘定は除く）であります。

このうち主なものは、賃貸マンションの設備の補修（主に大規模修繕工事に伴う資本的支出）と入居期間が長期に及んだ居室の大規模リフォームなどであり、これらの設備資金は自己資金にて充ていたしました。

③ 資金調達の状況

当期において実施した資金調達はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 76 期<br>自23. 7. 1<br>至24. 6. 30 | 第 77 期<br>自24. 7. 1<br>至25. 6. 30 | 第 78 期<br>自25. 7. 1<br>至26. 6. 30 | 第 79 期<br>(当事業年度)<br>自26. 7. 1<br>至27. 6. 30 |
|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)         | 431,486                           | 442,478                           | 442,990                           | 467,388                                      |
| 経 常 利 益 (千円)       | 100,310                           | 125,917                           | 132,537                           | 173,630                                      |
| 当 期 純 利 益 (千円)     | 71,310                            | 97,133                            | 96,455                            | 114,518                                      |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 14円41銭                            | 19円64銭                            | 19円88銭                            | 23円95銭                                       |
| 総 資 産 (千円)         | 2,632,370                         | 3,007,640                         | 3,198,496                         | 3,687,304                                    |
| 純 資 産 (千円)         | 1,789,733                         | 2,043,637                         | 2,174,328                         | 2,552,076                                    |
| 自 己 資 本 比 率        | 67.8%                             | 67.8%                             | 67.9%                             | 69.1%                                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 361円80銭                           | 412円56銭                           | 451円60銭                           | 533円55銭                                      |

- (注) 1. 第76期は、東日本大震災の影響による賃貸マンションのリフォームの遅れや、販売費及び一般管理費の増加により、経常利益100百万円、当期純利益71百万円となりました。
2. 第77期は、販売費及び一般管理費の減少及び損害賠償金の受領により、経常利益125百万円、当期純利益97百万円となりました。
3. 第78期は、販売費及び一般管理費の減少及び受贈益の計上により、経常利益132百万円、当期純利益96百万円となりました。
4. 第79期（当事業年度）の状況につきましては、前記(1)の①事業の経過及び成果に記載のとおりであります。

### (3) 対処すべき課題

長期安定的な収益構造の実現は完了しましたので、次は、持続可能な安定成長事業の育成等が課題であると考えております。また東南海地震等に対する危機管理体制の構築も新たな課題であると認識しております。

#### a. 持続可能な安定成長事業の育成

賃貸マンション業界は、安易な参入により供給過剰がさらに顕著となり競争がより激化しております。また消費税増税は、賃貸マンション経営にとって利益率の悪化につながり、既存客流出にもつながります。このような状況において当社は、入居者の要望を先取りしたマーケティングに基づく商品企画力と独自の管理能力を年々高度化させて参りました。今後は、単に入居率を高めるのみでなく、差別化による賃料アップや新規・中古賃貸マンションの再開発を進めることにより、安定的に収入の増加を図って参ります。また、当社の満室経営ノウハウを活用した新たなビジネスモデルの構築も試みます。

自転車部門は、運送費の高騰により収益力が減少したネット通販システムの抜本的改革に取り組んでおります。経費削減と売上改善には成功しましたが、収益性の改善が課題であります。

#### b. 内部管理体制の整備

単に内部統制の条件をクリアするだけでなく、内部管理体制をより向上させるために、人件費を抑えながらも、アウトソーシングの活用や、組織の再構築・再訓練・業務の見直し等を行って参ります。

#### c. 危機管理体制の構築

東日本大震災の発生は、日本経済全体が自然災害のリスクにさらされていることを再認識させてくれました。特に中部地区は東南海地震がいつ発生しても不思議ではない地域であり、大災害が発生することを前提として危機管理体制の構築を進めております。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はございません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

#### ③ 企業結合の経過

該当事項はございません。

(5) 主要な事業内容（平成27年 6 月30日現在）

不動産賃貸業及び自転車・用品の企画販売を行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年 6 月30日現在）

本 社 愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州1604番地 1

(7) 使用人の状況（平成27年 6 月30日現在）

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢  | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|----------|-------------|
| 3 名     | 3 名減        | 39歳 2 ヶ月 | 4 年 7 ヶ月    |

- (注) 1. 使用人数は臨時従業員（アルバイト、パートタイマー）を含んでおりません。  
2. 使用人数が前期末に比べて 3 名減少しておりますが、事業構造の見直しによる業態の変更等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年 6 月30日現在）

該当事項はございません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,735,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,735,000株（自己株式2,958,654株を含む）
- (3) 株主数 598名
- (4) 単元株式数 1,000株
- (5) 大株主の状況

| 株主名           | 持株数     | 持株比率  |
|---------------|---------|-------|
| 株式会社ツノダメンテナンス | 1,208千株 | 25.3% |
| 細川幸祐          | 339     | 7.1   |
| 角田重夫          | 318     | 6.7   |
| 松澤孝一          | 268     | 5.6   |
| 池本治           | 202     | 4.2   |
| 株式会社愛知銀行      | 200     | 4.2   |
| 株式会社シマノ       | 150     | 3.1   |
| 中昌直           | 150     | 3.1   |
| 猪子公子          | 147     | 3.1   |
| 花房太郎          | 134     | 2.8   |

(注) 1. 大株主上位10名を記載しております。

2. 当社は、自己株式2,958,654株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年8月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得対象株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 30,000株
- ウ. 取得価額 10,800,000円
- エ. 取得日 平成26年8月26日
- オ. 取得理由 機動的な資本政策の遂行を可能とするため

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年6月30日現在）

該当事項はございません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年5月22日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

#### 【第1回新株予約権】

##### ①新株予約権の内容の概要

|                                           |                                                                       |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                          | 当社普通株式                                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の数                           | 500,000株（新株予約権1個当たり1,000株）                                            |
| 新株予約権1個当たりの払込金額                           | 7,340円                                                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額 | 330.4円                                                                |
| 新株予約権を行使できる期間                             | 自平成24年6月27日 至平成29年6月26日                                               |
| 新株予約権の主な行使条件                              | 権利確定の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによります。 |

##### ②当社の役職員等への交付状況

|            |         |           |      |
|------------|---------|-----------|------|
|            | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
| 当社の役員及び使用人 | 300個    | 300,000株  | 11名  |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年6月30日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況             |
|-----------|---------|-------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 角 田 重 夫 | 株式会社ツノダメンテナンス 代表取締役                 |
| 取 締 役     | 渡 邊 雅 樹 | E S 部ジェネラルマネージャー                    |
| 取 締 役     | 麦 島 善 光 |                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 名 和 好 光 |                                     |
| 監 査 役     | 中 根 浩 二 | 弁護士 あお空法律事務所所長                      |
| 監 査 役     | 田 中 清 隆 | 弁護士 テミス綜合法律事務所所長<br>デリカフーズ株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役麦島善光氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中根浩二及び監査役田中清隆の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役中根浩二氏を名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成26年9月25日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって監査役魚住直人氏は退任し、新たに田中清隆氏が監査役に選任され、就任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

##### 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3 名<br>(1) | 35,881千円<br>(2,400千円) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4 名<br>(3) | 5,028千円<br>(3,120千円)  |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 7 名<br>(4) | 40,909千円<br>(5,520千円) |

- (注) 1. 上記には、平成26年9月25日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、月額7,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない）であります（平成22年9月22日第74期定時株主総会決議）。
4. 監査役の報酬限度額は、月額1,000千円以内であります（昭和57年9月29日第46期定時株主総会決議）。
5. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入5,359千円（社外取締役を除く取締役2名に対し5,251千円、社外監査役を除く監査役1名に対し108千円）が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役麦島善光氏は、平成27年3月をもって株式会社ZENホールディングス 代表取締役会長兼社長、株式会社ユニホー 代表取締役会長、及び、株式会社麦島建設 代表取締役会長兼社長を退任しております。

なお、当社と株式会社ユニホーとの間には、相見積りの結果、同社に発注したマンション大規模修繕工事、及びリフォーム工事等の取引関係があります。

- ・監査役中根浩二氏は、あお空法律事務所所長であります。なお、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。
- ・監査役田中清隆氏は、テミス綜合法律事務所所長であり、デリカフーズ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                             |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 麦島善光 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                           |
| 監査役 中根浩二 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。          |
| 監査役 田中清隆 | 平成26年9月26日就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席、監査役会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役麦島善光氏並びに社外監査役中根浩二及び田中清隆の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

みかさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                             | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額         | 9,960千円   |
| 会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 9,960千円   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、及び、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額について同意の判断をしております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が、平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会規程、組織規程、職務分掌規程等の諸規程を整備・運用することにより、役職員の職務権限を明確にします。
- ②企業理念、行動憲章、行動指針、コンプライアンス規程を定め、諸規程では明確に判断できない場合の行動基準、判断基準を明確にします。
- ③内部通報規程を定め、法令違反等に関する相談、通報制度を整備します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとします。
- ②これらの文書については、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう社内規程に基づき文書の整理及び保存を行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- ①各部署の業務に付随するリスクについては各部署で対応します。
- ②内部監査を実施することにより、各部署の業務執行につき、損失の危険のある行為、又は状態の有無について監査し、そのような行為を発見した場合、直ちに社長に報告し、適切な処置をとります。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催します。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、補助使用人を置くものとします。

**(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の異動、評価、懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

①取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見した時は、直ちに監査役に報告するものとします。

②監査役は独立性をもって、各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができます。

なお、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不当な取扱いを行うことを禁止します。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

①監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができます。

②監査役は、その他あらゆる会議に出席することができます。

③監査役は、内部監査人、会計監査人、顧問弁護士と連携し、効率的・実効的な監査を行います。

④監査役がその職務の遂行に係る費用の支払いを求めた場合、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担します。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

**①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

- ・反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ・反社会的勢力による不当請求に備え、平素から警察や弁護士等の外部専門機関から情報の収集・管理を行います。
- ・いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、資金提供等は絶対に行いません。

## ②反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「行動指針」には反社会的勢力との関係遮断を明文化し、「コンプライアンス規程」には有事に備え、社外弁護士事務所に常時相談できる体制を構築しております。また、反社会的勢力の対応は、ES部を統括部署として組織的に対応するとともに、関係行政機関や社外弁護士事務所等との連携体制強化を図っております。

業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### I．財務報告に係る内部統制

「内部統制有効性評価計画書」に基づき、内部統制評価を実施いたしました。

### II．内部監査体制

「内部監査指示書」に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 6 月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 891,259   | 流 動 負 債                 | 117,327   |
| 現金及び預金          | 884,823   | 買 掛 金                   | 1,778     |
| 売 掛 金           | 2,274     | 未 払 金                   | 14,218    |
| 前 払 費 用         | 868       | 未 払 費 用                 | 29,363    |
| 繰延税金資産          | 2,599     | 未 払 法 人 税 等             | 33,510    |
| 未 収 入 金         | 337       | 未 払 消 費 税 等             | 3,659     |
| そ の 他           | 355       | 前 受 金                   | 31,732    |
| 固 定 資 産         | 2,796,045 | 預 り 金                   | 751       |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,292,454 | 賞 与 引 当 金               | 482       |
| 建 物             | 582,502   | そ の 他                   | 1,830     |
| 構 築 物           | 14,693    | 固 定 負 債                 | 1,017,900 |
| 機 械 及 び 装 置     | 455       | 繰 延 税 金 負 債             | 468,814   |
| 車 両 運 搬 具       | 1,320     | 退 職 給 付 引 当 金           | 2,420     |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 2,624     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 80,177    |
| 土 地             | 674,614   | 長 期 預 り 保 証 金           | 466,488   |
| 建 設 仮 勘 定       | 16,244    | 負 債 合 計                 | 1,135,228 |
| 無 形 固 定 資 産     | 528       | 純 資 産 の 部               |           |
| 電 話 加 入 権       | 160       | 株 主 資 本                 | 1,619,896 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 368       | 資 本 金                   | 400,000   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,503,062 | 資 本 剰 余 金               | 41,381    |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,491,463 | 資 本 準 備 金               | 41,291    |
| 出 資 金           | 100       | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 89        |
| 長 期 貸 付 金       | 3,066     | 利 益 剰 余 金               | 1,594,432 |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 773       | 利 益 準 備 金               | 100,000   |
| 長 期 前 払 費 用     | 7,233     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,494,432 |
| そ の 他           | 4,265     | 配 当 積 立 金               | 100,000   |
| 貸 倒 引 当 金       | △3,839    | 退 職 積 立 金               | 30,000    |
| 資 産 合 計         | 3,687,304 | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金       | 132,844   |
|                 |           | 別 途 積 立 金               | 625,000   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 606,588   |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △415,917  |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 928,509   |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 928,509   |
|                 |           | 新 株 予 約 権               | 3,670     |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 2,552,076 |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 3,687,304 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額    |         |
|---------------------|--------|---------|
| 売 上 高               |        | 467,388 |
| 売 上 原 価             |        | 137,970 |
| 売 上 総 利 益           |        | 329,418 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |        | 174,305 |
| 営 業 利 益             |        | 155,112 |
| 営 業 外 収 益           |        |         |
| 受 取 利 息             | 169    |         |
| 受 取 配 当 金           | 15,587 |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額     | 620    |         |
| 雑 収 入               | 2,272  | 18,649  |
| 営 業 外 費 用           |        |         |
| 支 払 手 数 料           | 72     |         |
| 雑 損 失               | 59     | 131     |
| 経 常 利 益             |        | 173,630 |
| 特 別 利 益             |        |         |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 37     | 37      |
| 特 別 損 失             |        |         |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 384    |         |
| リ コ ー ル 関 連 損 失     | 2,700  | 3,084   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |        | 170,583 |
| 法人税、住民税及び事業税        |        | 63,875  |
| 法 人 税 等 調 整 額       |        | △7,810  |
| 当 期 純 利 益           |        | 114,518 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)  
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                 |        |                  |         |               |              |          | 自己株式      | 株主資本<br>合 計 |
|----------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|-----------------|--------|------------------|---------|---------------|--------------|----------|-----------|-------------|
|                                  | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                 |        |                  |         |               |              |          |           |             |
|                                  |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |        |                  |         | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |           |             |
|                                  |         |           |                |              |           | 配当剰立金           | 退職剰立金  | 買 換 資 産<br>圧縮剰立金 | 別途剰立金   |               |              |          |           |             |
| 平成26年7月1日残高                      | 400,000 | 41,291    | 89             | 41,381       | 100,000   | 100,000         | 30,000 | 134,627          | 625,000 | 538,262       | 1,527,889    | △405,018 | 1,564,253 |             |
| 事業年度中の変動額                        |         |           |                |              |           |                 |        |                  |         |               |              |          |           |             |
| 剰余金の配当                           |         |           |                |              |           |                 |        |                  |         | △33,646       | △33,646      |          | △33,646   |             |
| 剰余金の配当<br>(中間配当額)                |         |           |                |              |           |                 |        |                  |         | △14,329       | △14,329      |          | △14,329   |             |
| 買換資産圧縮<br>剰立金の取崩                 |         |           |                |              |           |                 |        | △8,182           |         | 8,182         | －            |          | －         |             |
| 実効税率変更に<br>伴う剰立金の増<br>加          |         |           |                |              |           |                 |        | 6,398            |         | △6,398        | －            |          | －         |             |
| 当期純利益                            |         |           |                |              |           |                 |        |                  |         | 114,518       | 114,518      |          | 114,518   |             |
| 自己株式の取得                          |         |           |                |              |           |                 |        |                  |         |               |              | △10,898  | △10,898   |             |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額 (純額) |         |           |                |              |           |                 |        |                  |         |               |              |          |           |             |
| 事業年度中の<br>変 動 額 合 計              | －       | －         | －              | －            | －         | －               | －      | △1,783           | －       | 68,325        | 66,542       | △10,898  | 55,643    |             |
| 平成27年6月30日残高                     | 400,000 | 41,291    | 89             | 41,381       | 100,000   | 100,000         | 30,000 | 132,844          | 625,000 | 606,588       | 1,594,432    | △415,917 | 1,619,896 |             |

|                                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------|----------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                                  | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 平成26年7月1日残高                      | 606,405              | 606,405                | 3,670     | 2,174,328 |
| 事業年度中の変動額                        |                      |                        |           |           |
| 剰余金の配当                           |                      |                        |           | △33,646   |
| 剰余金の配当<br>(中間配当額)                |                      |                        |           | △14,329   |
| 買換資産圧縮<br>剰立金の取崩                 |                      |                        |           | －         |
| 実効税率変更に<br>伴う剰立金の増<br>加          |                      |                        |           | －         |
| 当期純利益                            |                      |                        |           | 114,518   |
| 自己株式の取得                          |                      |                        |           | △10,898   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額 (純額) | 322,103              | 322,103                | －         | 322,103   |
| 事業年度中の<br>変 動 額 合 計              | 322,103              | 322,103                | －         | 377,747   |
| 平成27年6月30日残高                     | 928,509              | 928,509                | 3,670     | 2,552,076 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

構築物 10年～30年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職金の支払いに備えるため、役員退職金基準内規に基づく期末要支給額を基礎として実質負担額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(貸借対照表の注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 933,557千円

(2) 担保に係る債務

対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,110,964千円

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 5,021千円

営業取引以外の取引による取引高

受取手数料 175千円

2. リコール関連損失の内容

当社が販売した自転車（UB-BC-7K）のフレーム破損事故を原因としてリコールを実施したことに伴い、当該商品の自主回収に係る費用を計上しております。

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|           | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) | 摘 要 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----|
| 発 行 済 株 式 |                       |                       |                       |                      |     |
| 普 通 株 式   | 7,735,000             | —                     | —                     | 7,735,000            |     |
| 合 計       | 7,735,000             | —                     | —                     | 7,735,000            |     |
| 自 己 株 式   |                       |                       |                       |                      |     |
| 普 通 株 式   | 2,928,390             | 30,264                | —                     | 2,958,654            | (注) |
| 合 計       | 2,928,390             | 30,264                | —                     | 2,958,654            |     |

(注) 普通株式の自己株式の株式数増加30,264株は、単元未満株式の買取による増加264株と、自己株式の取得による増加30,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日       | 効力発生日      |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成26年9月25日<br>第78期定時株主総会 | 普通株式  | 33,646         | 7.00            | 平成26年6月30日  | 平成26年9月26日 |
| 平成27年2月9日<br>取締役会        | 普通株式  | 14,329         | 3.00            | 平成26年12月31日 | 平成27年3月4日  |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|--------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年9月25日<br>第79期定時株主総会 | 普通株式  | 42,987         | 利益剰余金 | 9.00            | 平成27年6月30日 | 平成27年9月28日 |

3. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|                     | 第 1 回 新 株 予 約 権 |
|---------------------|-----------------|
| 目 的 と な る 株 式 の 種 類 | 普通株式            |
| 目 的 と な る 株 式 の 数   | 500,000株        |
| 新 株 予 約 権 の 残 高     | 3,670千円         |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

「流動」

|          |       |
|----------|-------|
| (繰延税金資産) | 千円    |
| 未払事業税    | 2,368 |
| その他      | 231   |
| 繰延税金資産合計 | 2,599 |

「固定」

|                |         |
|----------------|---------|
| (繰延税金資産)       |         |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 779     |
| 貸倒引当金繰入限度超過額   | 1,232   |
| 役員退職慰労引当金      | 25,817  |
| 減損損失           | 2,506   |
| 投資有価証券評価損      | 3,669   |
| その他            | 1,379   |
| 繰延税金資産合計       | 35,384  |
| (繰延税金負債)       |         |
| 買換資産圧縮積立金      | 63,225  |
| その他有価証券評価差額金   | 440,973 |
| 繰延税金負債合計       | 504,199 |
| 繰延税金負債の純額      | 468,814 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

|                        |      |
|------------------------|------|
|                        | (%)  |
| 法定実効税率                 | 35.5 |
| (調整)                   |      |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目     | 0.5  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目   | △1.6 |
| 住民税均等割                 | 0.0  |
| 税率変更による期末繰延税金資産負債の減額修正 | △1.5 |
| その他                    | △0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率      | 32.9 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年7月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率の変更により、流動資産の繰延税金資産（純額）が201千円、固定負債の繰延税金負債（純額）が48,099千円それぞれ減少し、法人税等調整額（貸方）が2,567千円、その他有価証券評価差額金（貸方）が45,329千円それぞれ増加しております。

（退職給付会計に関する注記）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |         |
|--------------|---------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 4,487千円 |
| 退職給付費用       | 430     |
| 退職給付の支払額     | △2,497  |
| 退職給付引当金の期末残高 | 2,420   |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 2,420千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,420   |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 退職給付引当金             | 2,420 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,420 |

(3) 退職給付費用

|                |       |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 430千円 |
| 退職給付費用         | 430   |

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

事業の内容に照らして重要性が乏しいため、注記は省略しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、投資計画に照らし必要に応じて、主として金融機関から借入を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金については、顧客の信用リスクが存在します。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、前受金は営業収益の前受けであり、そのほとんどを1ヶ月以内に収益に計上しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、ES部がサイクル部と協力し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握及び軽減活動を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し取締役会に報告することにより、リスクの早期把握及び軽減活動を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、ES部が適時に資金繰計画を作成、更新し、取締役会に報告するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

|            | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 884,823   | 884,823   | —  |
| (2) 売掛金    | 2,274     | 2,274     | —  |
| (3) 未収入金   | 337       | 337       | —  |
| (4) 投資有価証券 | 1,471,763 | 1,471,763 | —  |
| 資産計        | 2,359,199 | 2,359,199 | —  |
| (1) 買掛金    | 1,778     | 1,778     | —  |
| (2) 前受金    | 31,732    | 31,732    | —  |
| 負債計        | 33,510    | 33,510    | —  |

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

(1) 買掛金並びに(2) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分          | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 非上場株式   | 19,700   |
| (2) 長期預り保証金 | 466,488  |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定

（単位：千円）

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 880,888 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 2,274   | —           | —            | —    |
| 未収入金   | 337     | —           | —            | —    |
| 合計     | 883,501 | —           | —            | —    |

(資産除去債務に関する注記)

当社は本社オフィスの不動産賃借契約に伴う原状回復義務を有しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、使用見込期間は15年と見積り、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を計算しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、愛知県を中心に賃貸用マンション及び賃貸商業施設（いずれも土地を含む）を有しております。平成27年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は327,920千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          |       | 当事業年度<br>(自 平成26年7月1日<br>至 平成27年6月30日) |
|----------|-------|----------------------------------------|
| 貸借対照表計上額 |       |                                        |
|          | 期首残高  | 1,249,222                              |
|          | 期中増減額 | △7,547                                 |
|          | 期末残高  | 1,241,674                              |
| 期末時価     |       | 5,426,830                              |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は賃貸マンションの老朽化部分の改修工事及び大規模修繕工事に伴う資本的支出による新規の取得であり、主な減少額は減価償却費（47,001千円）の計上であります。
3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価書に基づく金額によっております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 役員及び個人主要株主等

| 種 類                                      | 会社等の名称     | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は<br>業 業 | 議決権等の所<br>有(被所有)割<br>合 | 関連<br>当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容<br>(注) 2 | 取引金額<br>(注) 1 | 科 目 | 期末残高    |
|------------------------------------------|------------|------------------|--------------------|------------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----|---------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社等(当該会社等の子会社を含む) | ㈱ツノダメンテナンス | 千円               | 不動産管理              | (被所有)直接25.7%           | 賃貸管理業務の委託         | 賃貸管理料の支払           | 5,021         | —   | 千円<br>— |
|                                          |            | 41,000           |                    |                        |                   | 事務代行手数料の受取         | 175           | —   | —       |
|                                          | ㈱ユニホー      | 1,273,750        | 不動産業<br>建設業        | —                      | 賃貸不動産の修繕等の委託      | 賃貸不動産の修繕費等の支払      | 59,759        | 未払金 | 4,870   |
|                                          |            |                  |                    |                        |                   | 賃貸不動産の広告宣伝費等の支払    | 1,204         | —   | —       |

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引と同様に、価格、手続き、条件の妥当性を検討のうえ決定しております。ただし、㈱ツノダメンテナンスに支払う賃貸管理料の取引条件は、賃貸管理業務を行うにあたり㈱ツノダメンテナンスで発生した実費相当額としております。

## 3. ㈱ツノダメンテナンスは、その他の関係会社にも該当します。

## 4. 当社は、当社所有の賃貸マンションの管理業務を㈱ツノダメンテナンスに業務委託しておりますが、平成27年6月15日に業務委託契約を解消しております。

## 5. ㈱ユニホーへの賃貸不動産の修繕費の支払59,759千円のうち、39,810千円は貸借対照表上資産計上し、19,948千円は修繕費として費用計上しております。

## 6. ㈱ツノダメンテナンスは、当社の代表取締役社長角田重夫が議決権の全数を直接所有しております。

## 7. ㈱ユニホーは、当社の取締役麦島善光及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 1株当たり純資産額           | 533円55銭 |
| 1株当たり当期純利益金額        | 23円95銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 23円69銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年8月21日

株式会社ツノダ

取締役会 御中

みかさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 修 平 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 橋 川 保 子 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツノダの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月24日

株式会社ツノダ 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 名 | 和 | 好 | 光 | ⑩ |
| 社外監査役 | 中 | 根 | 浩 | 二 | ⑩ |
| 社外監査役 | 田 | 中 | 清 | 隆 | ⑩ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### <会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤強化のために内部留保に努めながら、株主の皆様に安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

第79期の期末配当につきましては、当期の業績などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、42,987,114円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月28日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担<br>及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | つのだ しげ お<br>角 田 重 夫<br>(昭和35年9月14日)    | 昭和58年4月 当社入社<br>昭和60年11月 当社営業部長<br>昭和61年9月 当社取締役<br>平成5年5月 当社専務取締役<br>平成5年9月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ツノダメンテナンス 代表取締役                                                                                                  | 318,500株       |
| 2         | わた なべ まさ き<br>渡 邊 雅 樹<br>(昭和47年10月11日) | 平成11年3月 株式会社エフワン入社<br>平成11年4月 同社業務部課長<br>平成18年12月 当社入社<br>平成20年4月 当社E S部マネージャー<br>平成25年6月 当社E S部ジェネラルマネージャー<br>平成25年9月 当社取締役E S部ジェネラルマネージャ<br>ー（現任）                                                                              | 一株             |
| 3         | むぎ しま よし みつ<br>麦 島 善 光<br>(昭和11年7月14日) | 平成16年2月 株式会社ZENホールディングス設立<br>代表取締役会長<br>平成20年4月 株式会社ユニホー 代表取締役会長<br>平成20年5月 株式会社ZENホールディングス 代表<br>取締役会長兼社長<br>平成22年9月 当社社外取締役（現任）<br>平成27年3月 株式会社ZENホールディングス 代表<br>取締役会長兼社長退任<br>株式会社ユニホー 代表取締役会長退任<br>株式会社麦島建設 代表取締役会長兼社<br>長退任 | 一株             |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | ※<br>やまもと たかお<br>山 本 隆 雄<br>(昭和31年12月22日) | 平成7年8月 株式会社ヤマモト(現 株式会社げんきコーポレーション) 設立 代表取締役社長<br>(現任)<br>平成20年1月 株式会社トリプルゲイン設立 代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社げんきコーポレーション 代表取締役社長<br>株式会社トリプルゲイン 代表取締役社長 | 一株         |

- (注) 1. 候補者角田重夫氏は、株式会社ツノダメンテナンスの代表取締役を兼務しており、当社は、同社との間に不動産管理業務の委託の取引関係がありましたが、平成27年6月15日に契約を解除しております。
2. 候補者麦島善光氏は、平成27年3月をもって株式会社ZENホールディングス 代表取締役会長兼社長、株式会社ユニホー 代表取締役会長、及び、株式会社麦島建設 代表取締役会長兼社長を退任しております。なお、当社と株式会社ユニホーとの間には、相見積りの結果、同社に発注したマンション大規模修繕工事、及びリフォーム工事等の取引関係があります。
3. その他候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. ※印は、新任の取締役候補者であります。
5. 候補者麦島善光、山本隆雄の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、麦島善光氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 候補者麦島善光、山本隆雄の両氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 候補者麦島善光、山本隆雄の両氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定をしております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
8. 候補者山本隆雄氏は、名古屋証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、名古屋証券取引所に独立役員として届出を予定しております。

＜株主提案（第3号議案から第11号議案まで）＞

第3号議案から第11号議案までは、株主（2名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、339個、268個であります。

取締役会としては、株主提案である第3号議案から第11号議案までの議案に反対いたします。（取締役会の意見は、各議案の後に記載しております。）

（注）提案の内容及び理由は、株主から提出されたものの中で適法なもののみを記載いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

＜株主（1名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、339個であります。＞

◇提案の内容

削除（第2条、不動産関連以外の自転車事業等の削除）

現行定款 第2条(目的) からの削除。

(1) 自転車及び部分品の製造並びに販売

(2) 自動自転車及び部分品の製造並びに販売

(4) 健康器具の製造並びに販売

(6) 自動車運送取扱事業

◇提案の理由

株式会社ツノダの自転車事業は自転車のフレーム破損事故、リコール、治療費の支払い、顧客名簿流失事件、ホームページ閲覧者のコンピューターウイルス感染事件が発生した。現在は自転車事業を外部委託し他社製品を販売している。

(2). (4). (6). は事業を行っておらず削除する。

●取締役会の意見

取締役会としては、現行定款第2条の事業目的の削除については、定款によって事業を法的に拘束すべきではなく、その実効性もないと考えます。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

#### 第4号議案 剰余金の処分の件

＜株主（1名）からの提案によるものです。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、339個であります。＞

##### ◇提案の内容

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円とする。  
配当総額95,526,920円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年9月28日

##### ●取締役会の意見

取締役会としては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針として、第1号議案において剰余金の処分案を提案させていただいております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

#### 第5号議案 監査役1名選任の件

＜株主（2名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、339個及び268個であります。＞

##### ◇提案の理由

株式会社ツノダの一般大株主として、かつ大学卒業後20年以上経理財務及び内部統制の実務に携わった経験から株式会社ツノダの企業統治を行うため。具体的には、自転車事業の採算性の精査、一般管理費の精査と費用の削減提案及びチェックを行っていく。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| まつざわ こういち<br>(昭和41年6月26日) | 平成元年3月 東京大学経済学部卒業<br>平成元年4月 ソニー株式会社入社経理部<br>平成14年12月 同社E T事業準備室<br>ビジネス企画課 統括課長<br>平成15年10月 同社クオリア開発部門 部門長付<br>平成21年5月 同社退社<br>平成27年7月現在 I ME Enterprise Co., Ltd.<br>(タイ国)Director | 268,000株            |

##### ●取締役会の意見

取締役会としては、当社の経営課題に対処していくための適切な人材を選任させていただいており、現状の監査役3名による監査体制が当社にとって最適であると考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第6号議案 取締役1名解任の件

〈株主（2名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、339個及び268個であります。〉

### ◇提案の内容

角田重夫取締役解任

### ◇提案の理由

1. 最高裁判所（平成24年（受）第2066号, 同第2067号等）が、貴社取締役角田重夫から貴社に対して23,838,047円及びこれに対する平成21年4月29日から支払済みまでの遅延損害金の支払を命ずる判決が確定し、平成25年6月6日の各上告棄却決定及び各上告受理申立不受理決定により、角田重夫氏の善管注意義務違反が確定している。また、それに対する社会的、経済的制裁が不十分である。
  2. 平成24年4月4日、名古屋市中区丸の内土地の事業用定期借地権設定契約を締結し、平成26年2月以降収受している不動産賃貸契約による収入の詳細を知る役員であり、ストックオプションを取得している。また、平成24年5月8日に公表した四半期報告書には当該事業用定期借地権設定契約の締結を重要な後発事象として開示しているが、開示手続きが不十分である。
  3. 在任中に10期に及ぶ営業赤字を出した。
  4. 現在も自転車事業は赤字であるが撤退していない。
- 上記理由により、取締役を解任する。

### ●取締役会の意見

角田重夫取締役は、取締役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

#### 第7号議案 取締役1名解任の件

〈株主（1名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、339個であります。〉

##### ◇提案の内容

渡邊雅樹取締役解任

##### ◇提案の理由

1. 善管注意義務違反（詳細は第6号議案 提案の理由1.のとおり）の共謀者であり取締役としての職務を執行する能力が無い。
  2. 第6号議案 提案の理由2.のとおり。
- 上記理由により、取締役を解任する。

##### ●取締役会の意見

渡邊雅樹取締役は、取締役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

#### 第8号議案 取締役1名解任の件

〈株主（1名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、339個であります。〉

##### ◇提案の内容

麦島善光取締役解任

##### ◇提案の理由

1. 善管注意義務違反（詳細は第6号議案 提案の理由1.のとおり）の共謀者であり取締役としての職務を執行する能力が無い。
  2. 第6号議案 提案の理由2.のとおり。
- 上記理由により、取締役を解任する。

##### ●取締役会の意見

麦島善光取締役は、取締役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第9号議案 監査役1名解任の件

＜株主（2名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、339個及び268個であります。＞

### ◇提案の内容

名和好光監査役解任

### ◇提案の理由

1. 善管注意義務違反（詳細は第6号議案 提案の理由1.のとおり）の共謀者であり監査役としての職務を執行する能力が無い。
  2. 第6号議案 提案の理由2.のストックオプション取得行為につき、角田重夫氏らに契約を解除させず監査役としての職務を執行する能力が無い。
  3. 株式会社きゅうべえとの取引を追求した訴え提起請求書に対して不提訴理由通知書を提出した。
  4. 上記の他、常勤監査役としての任務が果たされていない。
- 上記理由により、監査役を解任する。

### ●取締役会の意見

名和好光監査役は、監査役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

#### 第10号議案 監査役1名解任の件

〈株主（2名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、339個及び268個であります。〉

##### ◇提案の内容

中根浩二監査役解任

##### ◇提案の理由

1. 善管注意義務違反（詳細は第6号議案 提案の理由1.のとおり）の共謀者であり監査役としての職務を執行する能力が無い。
  2. 第6号議案 提案の理由2.のとおり
  3. 第9号議案 提案の理由3.のとおり
  4. 上記の他、監査役としての任務が果たされていない。
- 上記理由により、監査役を解任する。

##### ●取締役会の意見

中根浩二監査役は、監査役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

#### 第11号議案 監査役1名解任の件

〈株主（2名）からの提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、339個及び268個であります。〉

##### ◇提案の内容

田中清隆監査役解任

##### ◇提案の理由

1. 善管注意義務違反（詳細は第6号議案 提案の理由1.のとおり）の共謀者であり監査役としての職務を執行する能力が無い。
  2. 第6号議案 提案の理由2.のとおり
  3. 第9号議案 提案の理由3.のとおり
  4. 上記の他、監査役としての任務が果たされていない。
- 上記理由により、監査役を解任する。

##### ●取締役会の意見

田中清隆監査役は、監査役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

以上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

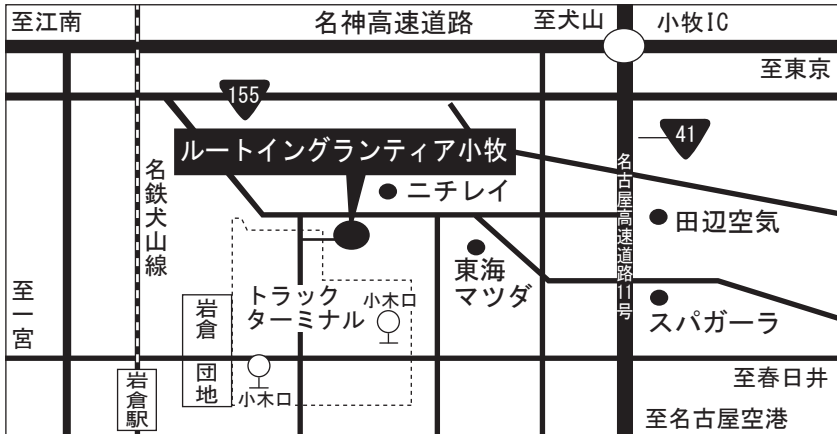
## 定時株主総会会場ご案内図

会 場…ルートイングランティア小牧

3階 ロイヤルホール

愛知県小牧市新小木二丁目33番地

T E L . 0568-71-0011



◎名鉄犬山線岩倉駅から車で約10分

◎名神高速道路 小牧インターから車で約6分